

目黒区男女平等・共同参画オンブーズに関する要綱

平成14年6月18日付け目総権第81号決定
平成23年6月16日付け目総権第489号により改正
令和2年4月1日付け目総権第317号により改正

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（平成14年3月目黒区条例第1号。以下「条例」という。）第4章に定める目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（以下「オンブーズ」という。）の職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(オンブーズの相談日及び相談時間)

第2条 オンブーズの相談日及び相談時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

2 オンブーズは、職務を行うに当たり必要と認める場合には、前項に定める日以外の日及び前項に定める時間以外の時間に職務を行うことができる。

3 第1項の規定に関わらず、相談日が目黒区の休日を定める条例（平成元年3月目黒区条例第1号）第1条第1項第2号及び第3号に定める日に当たる場合は、原則として相談を行わない。

(利用料)

第2条の2 オンブーズ相談の利用料は、無料とする。

(相談対象者)

第2条の3 オンブーズ相談を利用することができる者は、原則として区内に在住し、在勤し、又は在学する者（以下「区民」という。）とする。

(申出方法)

第3条 区民が条例第22条に定める申出をしようとする場合には、男女平等・共同参画オンブーズ申出書（別記第1号様式。以下「申出書」という。）をオンブーズに提出するものとする。ただし、申出書によることができない場合には、口頭により申出をすることができるものとする。

(申出事項の審査等)

第4条 オンブーズは、前条の申出があった場合には、必要な審査を行い、申出受付処理台帳（別記第2号様式）により申出の受付処理状況を記録する。

2 オンブーズは、前項の審査の結果、その申出が条例第22条第1項各号に掲げる事項に該当しないと認められる場合には、その申出のあった日から30日以内に、調査等を行わない旨の通知書（別記第3号様式）により、申出者に通知する。

(申出事項の調査)

第5条 オンブーズは、前条第1項の審査の結果、その申出が条例第22条第1項各号に掲げる事項に該当すると認められる場合には、その申出の相手方となる関係機関、関係者等に対して調査等を実施する旨を、男女平等・共同参画オンブーズ調査等実施通知書（別記第4号様式）により通知し、必要な調査等を行う。

2 オンブーズは、前項の調査等の処理経過を処理経過記録票（別記第5号様式）に記録し、これを申出受付処理台帳に添付して保管する。

(申出事項の処理)

第6条 条例第22条第1項第1号に掲げる事項に関する申出の処理について、オンブーズが、条例第23条第2号に定める関係機関等への必要な是正の勧告、意見の表明等を行う場合には、書面によりこれを行うものとする。

2 条例第22条第1項第2号及び第3号に掲げる事項に関する申出の処理について、オンブーズが、条例第23条第3号に定める関係者等への必要な助言、指導、是正の要請及び意見の表明を行う場合には、書面又は口頭によりこれを行うものとする。

3 オンブーズは、前2項に定める申出の処理を終了し、又は中止したときは、申出事項の調査の結果及び処理の結果又は中止の理由を、男女平等・共同参画オンブーズ処理結果通知書（別記第6号様式）により、速やかに申出者に通知する。

4 第1項に定める申出について前項の通知を行う場合には、原則としてその申出のあった日から3か月以内にこれを行うものとする。

(合議)

第7条 オンブーズは、条例第24条第2項の規定に基づき合議による決定を行った場合その他その職務遂行のため合議による決定を行った場合には、男女平等・共同参画オンブーズ合議書（別記第7号様式）を作成し、保管する。

2 オンブーズは、条例第23条第4号の規定に基づき目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）への調査及び審議の要求を行う場合には、同意書（別記第8号様式）により申出者の同意を得た上で、調査及び審議要求書（別記第9号様式）を作成し、これを審議会に送付する。

(年次報告及び広報要請)

第8条 オンブーズは、申出件数、処理件数、処理結果の要旨その他の毎年度の事業の運営状況を、申出者が特定されないよう必要な配慮をして、翌年度4月末日までに書面により区長に報告する。

2 オンブーズは、合議により、申出事項に関する処理の結果を広く区民に周知する必要があると認める場合には、同意書により申出者から同意を得た上で、男女平等・共同参画オンブーズ広報要請書（別記第10号様式）により、適切な広報を区長に要請することができる。

(身分証明書)

第9条 オンブーズは、その職務を遂行する場合においては、身分証明書(別記第11号様式)を携帯し、必要に応じ、申出者、関係機関、関係者等にこれを提示するものとする。

付 則

この要綱は、平成14年7月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年6月16日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。